しまなみ海道自転車道の利用促進に係る広告掲示契約書（案）

　今治市（以下「甲」という。）と○○○○○○○○（以下「乙」という。）は、しまなみ海道自転車道の利用促進に係る広告の掲示について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（業務の内容）

第２条　乙は、別紙しまなみ海道自転車の利用促進に係る広告掲示取扱要領に基づき、しまなみ海道の自転車道周辺の市の保有する資産における広告の掲示に関し、甲に対しその対価を支払う。

（契約期間）

第３条　契約期間は、契約締結の日から令和９年８月15日までとする。

（契約保証金）

第４条　契約保証金は、免除する。

（広告掲示期間）

第５条　広告の掲示期間は、令和７年８月16日から令和９年８月15日までとする。

（対価の支払）

第６条　乙は、広告掲示に係る対価として、第５条に規定する契約期間中、次の各号に掲げる年度ごとに、当該各号に定める金額を甲に支払うものとする。

（１）令和７年度　金　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）

（２）令和８年度　金　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）

（３）令和９年度　金　　　　　　　　円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　乙は甲の発行する納入通知書により、前項第１号に定める金額は令和７年年10月31日までに、前項第２号及び第３号に定める金額は、各年度の５月31日までに納入しなければならない。

３　乙は、前項の規定により納付期限までに同項に規定する額を甲に納入しないときは、当該未払額につき、延滞日数に応じて年2.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息金を甲に支払わなければならない。この場合において、閏年についても年365日で計算するものとする。

４　前項の規定により計算した額が100円未満であるときは、乙は延滞金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

（広告掲示等）

第７条　甲は、広告掲示場所に、募集要項に記載する看板を設置しなければならない。

２　甲は、看板の設置に必要な設置費、看板の維持管理費を負担しなければならない。

３　広告の掲示場所及び掲示箇所は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 広告の掲示場所 | 広告の掲示箇所 |
|  |  |

（業務の遂行が困難となった場合の措置）

第８条　乙は、業務の遂行が困難となり、又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

（協議による契約の解除）

第９条　甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

（甲の解除権）

第10条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

（１）この契約に違反したとき。

（２）広告掲示の継続が困難であるとき。

（３）広告掲示に関して不正の行為があったとき。

（４）正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

２　前項の場合において、乙に生じた損害について、甲はその責を負わないものとする。

（契約を解除した場合の契約金額）

第11条　契約金額は、第９条の規定により契約を解除した場合は減額し、前条の規定により契約を解除した場合は特別の事情があると甲が認めるときを除き減額しない。

（損害賠償）

第12条　乙は、その責に帰すべき事由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第13条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（契約の費用等）

第14条　この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

（秘密の保持）

第15条　乙は、業務の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約の終了又は解除の後も同様とする。

（協議）

第16条　この契約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、今治市契約規則の規定によるものとし、同規則にも定めのない事項については、その都度甲乙協議してこれを定める。

　この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

令和７年　　月　　日

甲　今治市別宮町一丁目４番地１

　　今治市長　徳永 繁樹

乙